

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
観光	自家用有償観光旅客等運送事業に係る道路運送法の特例 〔法第 16 条の 2 関係〕	別添

《凡例》

法：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、選定を行います。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添)

自家用有償観光旅客等運送事業に係る道路運送法の特例 (自家用有償観光旅客等運送事業)〔法第 16 条の 2 関係〕
--

【要件】

- ①国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条で定める者であること。
- ②外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的としていること。
- ③事業を行おうとする市町村の区域内において、一般旅客自動車運送事業者による実施が困難であり、自家用自動車を使用して有償の旅客運送を行おうとする者であること。
- ④自家用有償観光旅客等運送事業に係る路線又は運送の区域を定めていること。
- ⑤事業を行おうとする市町村及び当該市町村の区域内において営業している一般旅客自動車運送事業者と当該自家用有償観光旅客等運送に関する相互の連携について既に協議を行っていること。